

市長	政策総務課	政策総務課	部長	次長	課長	担当	担当者
藤沢	井上	井上	井上	井上	井上	井上	井上



平成 20 年 2 月 18 日

箕面市長 藤沢純一 殿

意見書

箕面市住民基本台帳ネットワークシステム検討専門員

同
同
同

江澤義典
秋田仁志
黒田 充
園田 寿

1 はじめに

箕面市は、平成18年11月30日の大阪高等裁判所判決により、同訴訟の控訴人たる箕面市民について、住民基本台帳から住民票コードを削除することを命じられた。

箕面市長は「人権を守る立場の自治体の長として」、この判決を受け入れ、さらに住民票コードの削除を求める他の住民についても、削除に応じる方向で検討することを表明した。そして、市長の諮問を受けたわれわれ専門員は、平成19年3月30日に答申を提出した。

しかるに、判決から1年2ヶ月、答申からも10ヶ月以上が経過した後も、答申内容は実施されず、高裁判決も履行されてこなかったところ（以下、高裁判決の履行及び答申内容の実施をあわせて、「判決の履行等」という）、去る2月14日、市は、大阪高等裁判所の判決受け入れに伴い、控訴人の住民基本台帳システム内にある住民票を紙の住民票に切り替え、その住民票から住民票コードを削除し、大阪高裁判決主文を実行したと発表した。

しかし、市が発表した今回の処置は住民票コードの削除にも、高裁判決の履行にも該当せず、検討専門員としては、改めて、市長に対して、判決の履行と答申の実施を強く求めるものである。

2 答申後の意見具申と市長の方針

われわれは答申において、控訴人の住民票コードを削除する具体的方法を明らかにし、平成19年11月に予定されていた市の住民情報システムの移行にあわせてシステム改修を行うことが合理的であると述べた。また、住基ネットでの自己情報の運用を希望しない他の住民についても、控訴人と同一の方法により、住民票コードを削除することは、必要かつ適法であるとの見解を提示した。

答申提出後も、われわれは、市からの要請に応じて、判決の履行等の実施方法等についての意見具申も行い、一貫して答申内容の早期実現が必要であると指摘してきた（市長等

年度	会計	所 属			事業	簿 冊	完 結 日			区 分	公開可能年月		種 別	入力確認
		大	中	小			年	月	日		年	月		
1901	05	02	00	03	4.6.7	2002	2.6	1				2		

一タであれば、紙台帳の原本情報と同一内容とされなければならないのであって、既存住基情報を原本情報と異なる管理用データとすることも許されるはずがない。市の同説明によって、住民基本台帳法等に違反する措置を正当化できるものではない。

さらに、本件措置は、不必要な個人情報の保有を禁ずる箕面市個人情報保護条例（第7条）にも違反するものといわねばならない。

以上の通り、「大阪高裁判決主文を実行」し、「住民票コードを削除」したとする市長の説明は事実と異なり、市長は、同説明を撤回したうえで、事実を明確に控訴人、市民に説明する責任があると考えます。

4 おわりに

今回発表された措置、判決の履行等がなされていない事実に対する専門員としての見解は以上の通りであり、われわれは市長に対し、現在の違法状態を解消するために、速やかに答申を実現されるよう要望するものである。

尚、控訴人の住民票コードを完全に削除することは、確定判決に基づく義務であり、市が判決確定後1年以上を経過してもなお、その義務を履行していないのは、明らかに違法である。控訴人は、市に対して、強制執行（間接強制）手続を取ることができると考えられ、間接強制が命じられる場合には裁判所が債務の履行を確保するために相当と認める金額の支払義務を負うこととなる。この点、上告中の関連事件において、最高裁が大阪高裁と異なる判決を下した場合においても、市の控訴人に対する確定判決に基づく義務が変更を受けるものではない。

以上